

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>未整備エリアの基盤整備を担う事業者に対して、インセンティブとして公的支援を行うことに賛同致しますが、これに加えて、当該事業者自体が、自己の超高速ブロードバンド基盤に対する需要を創出するための積極的な取組を自ら行なうことも、重要であると考えます。</p> <p>公的支援の検討の際に、合わせてご検討いただきたい点として、未整備エリアの基盤整備を、結果的に単一の事業者が担うことになった場合でも、当該基盤を、多種多様なサービスプロバイダーによる多種多様なサービス・アプリケーションが、公平かつ安定的に利用できる環境が確保されるよう、お願い致します。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>「公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセス」を実現するため、「光の道」の早期整備に期待しております。「光の道」を利用して提供されるサービスによって、より豊かで、より快適な生活を、お客様に提供することができると考えます。</p> <p>全国で公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセスを実現するためには、「事業者間の公正競争」を一層活性化する必要がありますが、これについて、次の点をご考慮いただきたいと考えます。</p> <p><b>(1)ユニバーサル制度の運用</b></p> <p>全国で公平かつ安定的に利用できるブロードバンドアクセスを実現するためには、ユニバーサル制度の導入はやむを得ないと考えます。</p> <p><b>(2)公平な上位サービス提供・アクセスサービスのオープン化</b></p> <p>ブロードバンドアクセスとその上で提供されるサービスが明確に「分離」されること、アクセスサービスがフリーアクセスで利用できることが望ましいと考えます。</p> <p>ブロードバンドアクセス上で提供されるサービスは、ある特定の「条件」に合致する利用者のみが利用できるのではなく、他のアクセスサービスを利用する利用者であっても、利用できることが望ましいと考えます。</p> <p>アクセスサービスと上位サービス(電話・放送等)の「セット販売」が行われる場合、他のアクセスサービスを利用する利用者は、当該上位サービスを利用できず、公平なブロードバンドアクセスではありません。</p>

公平なサービス提供を行うために、特定のアクセスサービス網内で閉じたサービスを提供するのではなく、アクセスサービスをオープン化することにより公平なサービスを提供する、ということが望ましいと考えます。

### **(3) 公平性を維持する措置・規制**

NTTの組織形態の如何に拘らず、同社によるブロードバンドアクセスは、「公平性」を維持していただきたいと考えます。「未整備エリアにおける基盤整備」に関する意見としても申し上げたとおり、多種多様なサービスプロバイダーによる多種多様なサービス・アプリケーションが、当該基盤を公平かつ安定的に利用できる環境が実現されることが望ましいと考えます。そのために、基盤整備を担う事業者には、公平性を維持する措置・規則を厳守いただきたいと考えます。

特に、「加入電話の光IP電話化」について、現状提供されているブロードバンドアクセスのサービス仕様では、「集合住宅」の一部において、公平なサービスをご利用いただけず、利用者に不利益を与えかねない状況となっています。これは、集合住宅でも特に分譲マンションで起こりうる事象です。

大きな理由として、次の2点があります。

#### **(1) 一戸建て住宅と異なる集合住宅のブロードバンドアクセスサービス加入方式**

一戸建て住宅では、住戸毎にブロードバンドアクセスの契約を締結しますが、集合住宅では、必ずしも住戸毎に契約を締結せず、集合住宅全体で同一サービスを利用するため、マンション管理組合と一括契約するケースがあります。

#### **(2) 同一集合住宅におけるインフラの共有**

集合住宅では、居住者に手軽な料金でブロードバンドアクセスを提供し、また集合住宅共用部内の受入れ設備と住戸内設備を容易に接続するために、同一集合住宅内でブロードバンドアクセスに係るインフラを共有してご利用いただくケースがあり、このような集合住宅は、現状、全国約100万戸にのぼっています。

これは、集合住宅のブロードバンドアクセスが「ガラパゴス化」しているのではなく、一戸建てと集合住宅とでは、ブロードバンドアクセスに求める要求が異なるためであり、例えば、「集合住宅のメリットを最大限に享受したい」という要件があるためです。

集合住宅は、現状、全国に約2400万戸（内、分譲マンションは約620万戸）あり、全国世帯数約6000万戸の3分の1にあたります。しかしながら、今日の議論では、集合住宅について、一戸

建て住宅と同様の視点で検討がなされ、集合住宅は取り残されているように感じます。

このままでは、集合住宅が、「光の道」が実現された際に提供される医療・教育・行政等のサービスを利用できない「陸の孤島」となる危険性を秘めていると考えます。

集合住宅の実態に関する調査を実施いただき、現状を把握された上で、方針のご検討をいただきたく、お願い致します。